

保険・年金

国民健康保険 資格確認書を送付

マイナ保険証をお持ちでない方などに国民健康保険資格確認書(水色)を10月末日までに簡易書留郵便で送付します。

問合せ先 保険年金課 ☎ 072-433-7271

保険料の納め忘れなど 電話で呼びかけます

保険料の収納率向上を図るため、10月からコールセンターを設置しました。



市が委託した、㈱アイ・エヌ・ジー・ドットコムが電話で呼びかけます。

内容 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付案内など

問合せ先 保険年金課 ☎ 072-433-7270

合算対象期間を「ご存知ですか」

老齢基礎年金を受給するには、国民年金保険料を納めた期間や免除・猶予が承認された期間など、合わせて原則10年(120月)以上あることが必要ですが、不足している場合、次の期間などを合わせて10年以上あれば受給できます。

ただし、この期間は年金額には反映されません。

①昭和36年4月～61年3月までの間、厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者

で、国民年金に任意加入しなかった期間

②昭和36年4月～平成3年3月までの間、学生で国民年金に任意加入しなかった期間

③昭和36年4月～61年3月までの間、厚生年金保険の脱退手当金(一時金)を受け取った期間

④昭和36年4月以後で20歳～60歳までの間、海外に住んでいた期間

⑤日本国籍や永住許可などを取得した方で、昭和36年4月～56年12月までの間、日本に住んでいた期間

⑥日本国籍や永住許可などを取得した方で、昭和36年4月以後、20歳～60歳までの間、海外に住んでいた期間

なお、①～⑥を合わせても不足する場合など詳しくは、年金事務所へお問合せください。申出により70歳まで納付できる高齢任意加入制度もあります。

問合せ先 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1112

2、保険年金課 ☎ 072-433-7274

税



令和7年度貝塚市定額減税補足給付金の申請は10月31日まで

令和7年度貝塚市定額減税補足給付金(不足額給付)



詳しくはこちら

の申請期限を過ぎると受給ができません。申請がまだの方はお急ぎください。

申請日時 平日午前9時～午後5時

申請場所 市役所1階エントランスホール特設会場

締切 10月31日(金)

問合せ先 定額減税補足給付金(不足額給付)担当(課税課内) ☎ 072-433-7296

改正法人税法等説明会

岸和田税務署では、岸和田納税協会と共催で説明会を開催します。

また、「所得税の基礎控除の見直し等(源泉所得税関係)」も説明します。

申込は不要です。

日時 10月23日(木)午後2時～4時30分

場所 南海浪切ホール4階交流ホール(岸和田市)

問合せ先 岸和田税務署 ☎ 072-438-134

暮らし

コンビニ交付サービスを一時停止します

住民票・戸籍事項証明書・戸籍附票・印鑑証明書・課税証明書の発行および他の市町村にお住まいの方の戸籍の利用登録申請も停止します。

停止期間 11月8日(土)～9日(日)終日

再開日時 11月10日(月)午前10時

問合せ先 市民課 ☎ 072-433-7371

公園墓地(三ヶ山)無料小型バス運行

運行日 10月15日(水)、11月12日(水)

※荒天の場合は運行しませんので、市代表(☎072-423-2151)で必ずご確認ください。

運行区間 水間観音駅⇄公園墓地管理事務所前

<運行時刻表>

水間観音駅発	公園墓地発
9:10	10:00
10:10	10:55
11:05	11:55
12:05	12:55

問合せ先 市民課 ☎ 072-433-7280、公園墓地管理事務所 ☎ 072-447-2296



お茶の間消費生活だより (126)

災害に便乗した 悪質な修理業者にご注意!

事例 業者から電話で「災害時の家屋被害を火災保険を使って修理しませんか」という勧誘を受けた。自宅に来てもらい申込書にサインしたが、申込書には「保険金が出たら当社で修理すること。しない場合は保険金額の〇〇%のキャンセル料がかかる」とあったので断りたい。

このように保険金の請求を手伝うと言って、不必要な工事を勧めたり、保険金の一部を手数料として請求するトラブルが増加しています。

アドバイス

- ①「保険金使える」と勧誘されても、保険金の対象になるか、実際にどのくらい支払われるか分かりません。まずは、加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に直接、相談しましょう。保険金の請求は自分で行うことができます。
- ②「この際、災害と関係ない台所の改修も入れておきましょう」などと持ち掛ける業者がありますが、嘘の理由で申請するよう勧められても決して応じないようにしましょう。
- ③「自己負担はかからない」と住宅修理を勧誘されても、本当に負担なく必要な修理ができるか分かりません。その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取り検討しましょう。不審に思ったらすぐに消費生活センターに相談してください。

相談・問合せ先 消費生活センター(市民相談室内) ☎ 072-433-7190

市民農園を開設しませんか



市民農園とは、市民のレクリエーションや生きがいづくりなどの多様な目的で、農家でない方が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花などを栽培する農園のことです。

市では市民農園を開設するための手続きをサポートしています。

相談・問合せ先 農林課 ☎ 072-433-7338

女性のためのコミュニケーションスペースをご利用ください

大阪府では、ドーンセンタリーに「女性のためのコミュニケーションスペース」を設置し、様々な悩みや不安を抱える女性を支援しています。

このたび、泉南地区に出

張して、情報提供や専門相談窓口の紹介のほか、ご相談の上で必要な方には、生活用品・生活用品などをお渡しします。(数や種類に限りあり)

日時 10月17日(金)・18日(土)午後1時～5時

場所 岸和田市立公民館・中央地区公民館(岸和田市堺町)

問合せ先 大阪府男女参画グループ ☎ 06-6210-9282



詳しくはこちら

